

大空町防犯カメラの設置及び 運用に関する要綱について

【 概 要 説 明 資 料 】

「防犯カメラ」を取り巻く状況

現状

- 犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置、運用が普及している。
- 大空町交通安全防犯推進委員会を中心に取り組む防犯対策に「人」の関わりが減少
⇒人的対応の減少を物的対応により維持、補完する・・・**防犯の取組にカメラを活用**
- 防犯カメラの設置、運用に関する法令は存在しないが、防犯カメラの本人画像は個人情報**
⇒国の個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に明記

課題

【運用上の二つの必要性】

- 防犯カメラ設置者による適正な管理、運用を確保する必要性**
- 撮影対象者となる住民のプライバシーの保護と不安感払拭の必要性**

課題クリアのため
一定のルール化！

《防犯カメラの設置、管理、運用について明文化》

「防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」

**要綱の適用対象
「防犯カメラ」**

**対象
設置者**



要綱 = 「町等」

①大空町

②大空町を構成員に含む団体

③公の施設を管理する指定管理者

④その他契約による施設等管理業務受託者

**対象
要件**

目的：犯罪発生を抑止

場所：不特定多数の人が利用する施設等

期間：継続的（常設）

機能：撮影画像の録画が可能

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
目的 第1条	<p>○要綱制定の目的を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町等が設置、管理する防犯カメラの適正な運用を確保する。 ・ 犯罪の発生を未然に防ぎ、安全安心な地域社会を構築する。 ・ 個人のプライバシー等の権利、利益を保護する。
定義 第2条 第1号 第2号 第3号 第4号	<p>○要綱における用語の意義を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「施設管理者」 = 指定管理者等 ● 「関連団体」 = 第1号の施設管理者 + 交通安全防犯推進委員会 ● 「防犯カメラ」の定義 <ul style="list-style-type: none"> ①目的 - 犯罪発生を抑止 ②場所 - 不特定多数の人の利用がある公共施設等 ③期間 - 継続的（常設） ④機能 - 画像の録画保存機能を有する <p>※①～④の全てに該当する防犯カメラが対象</p> ● 「画像」の定義 → 防犯カメラで撮影し記録された映像

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
防犯カメラの設置 第3条	<p>○防犯カメラを設置する際の留意点を規定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪発生抑止効果と個人のプライバシー保護双方に配慮する。・ 設置の目的を明確にする。⇒「△△施設における盗難防止」等・ 撮影区域を適切な範囲に設定する。⇒ unnecessary 撮影範囲の除外
個人情報保護等 第4条	<p>○防犯カメラの設置、運用上の個人情報の取扱いの留意点を規定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人情報に係る市民の権利利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する法律に基づき適切な措置を講じる。
管理責任者等 第5条 第1項 第2項	<p>○防犯カメラの管理、運用上の責任者等を規定</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 防犯カメラの所管課等の長を「管理責任者」に充てる。◆ 設置場所が指定管理施設等の場合は、指定管理者等が選任する。 ◆ 管理責任者の義務→画像等の不正利用や外部流出、改ざんの防止のために、必要な措置を講じること。

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
管理責任者等 第5条 第3項 第4項	<p>◆防犯カメラ運用の適正化のため、カメラ所管課等の職員のうちから運用に関する「運用取扱者」を指定する。 ※設置場所が指定管理施設の場合は、管理責任者同様、指定管理者において指定する。</p> <p>◆運用取扱者は、管理責任者の指示等によりカメラ運用事務を行う。</p>
画像の閲覧等 第6条 第1項	<p>○撮影画像の取扱方法等の詳細を規定</p> <p>◆防犯カメラの設置目的以外の画像閲覧、複製、及び第三者への提供を禁止する。ただし書で、第三者提供等の例外を第1号から第3号に規定。</p>

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
画像の閲覧等 第6条 第1項 第1号 第2号 第3号 第2項 第3項 第4項	<ul style="list-style-type: none">●警察等の捜査機関による犯罪捜査目的での提供要請があった場合●個人の生命、身体又は財産保護等、公共の利益に必要な場合●画像から特定される本人の同意がある場合 <p>◆例外的に第三者へ映像等を提供した場合、「画像提供記録書」に記録して5年間保存する。</p> <p>◆画像の保存期間は、7日以上1か月以内とする。 (※プライバシー保護の観点から、長期の保有を避ける趣旨)</p> <p>◆第1項各号に該当するなど、画像保存期間を延長できる場合を規定</p>

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
画像の閲覧等 第6条 第5項	◆撮影画像の保存方法を規定（編集、加工の禁止）
秘密の保持 第7条 第1項 第2項	○ 撮影画像から知り得た情報の守秘義務を規定 ◆管理責任者と運用取扱者に対する守秘義務を規定 ※管理責任者、運用取扱者の職を退いた後も同様とする。 ◆例外的に画像情報の提供を受けた第三者に対する守秘義務を規定
苦情等への対応 第8条	○ 管理責任者による苦情への基本的対応を規定 ・防犯カメラに関する苦情には、迅速かつ適切に対応すること。

《 要綱の概要 》

見出し 条、項、号	規定する内容
保守点検等 第9条 第1項 第2項	<p>○管理責任者及び運用取扱者によるカメラ機能維持の取扱を規定</p> <p>◆定期的な保守点検を実施し、必要な場合は機器を交換すること。 ◆必要に応じて、カメラの設置場所やその撮影範囲を見直すこと。</p> <p>◆防犯カメラの運用を廃止する際は、機器や設置表示を撤去し、画像は確実に消去すること。</p>
その他 第10条	<p>◆本要綱の規定によるもののほか、必要な事項は町長が定める。</p>